

# 市進 民め 自治 いま す！

川崎市自治基本条例

2005(平成17)年4月1日施行

「活力とうるおいのある  
市民都市・川崎」をめざして

## 市民が主役 自治基本条例

川崎市自治基本条例は、  
市民が主役の市民自治を確立するため、  
自治の基本理念を明らかにし、  
自治を営むための3つの基本原則  
を定めています。



## 情報共有に関する取組

# 情報



### ■情報公開(第24条)

市では情報公開制度に基づき、市民の知る権利の保障を図っています。市民は、市政に関する情報の開示を求めることができます。

★川崎市情報公開条例 2001(平成13)年4月施行

### ■個人情報保護(第25条)

市では個人情報保護制度に基づき、個人情報の適切な保護を図っています。市民は、市の保有する自分の個人情報をについて、開示、訂正、利用の停止等を求めるることができます。

★川崎市個人情報保護条例 1986(昭和61)年1月施行

### ■会議公開(第26条)

市では会議公開制度に基づき、市民の知る権利の確保、及び開かれた市政の実現を推進しています。正当な理由のない限り会議は公開されるため、公開とされた会議は傍聴等することができます。

★川崎市審議会等の会議の公開に関する条例 1999(平成11)年4月施工

### ■情報共有の手法等の整備(第27条)

市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情などを一元的に受け付けるために総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」を運営しています。

★総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」 2006(平成18)年4月本格運用

## 参加に関する取組

# 参加



### ■多様な参加の機会の整備等(第28条)

市長への手紙、かわさき市民アンケート、タウンミーティングなど多様な手法により、市政に対する意見、要望、評価などを聞く機会を設けています。

### ■審議会等の市民委員の公募(第29条)

市の計画、施策等の重要な事案の策定などについて、審議会等を設置する際は、市民から公募によって選任された委員が含まれることを原則としています。

### ■パブリックコメント手続(第30条)

市民の生活にとって重要な政策等を定める際に、市民の意見を募り、提出された意見を十分考慮して政策等を定める制度です。

★川崎市パブリックコメント手続条例 2007(平成19)年4月施行

### ■住民投票制度(第31条)

市政の重要事項について、賛成、反対のいずれかで住民の意思を確認する制度です。

★川崎市住民投票条例 2009(平成21)年4月施行

## 協働に関する取組

# 協働



### ■協働推進の施策整備等(第32条)

市民活動団体と行政が共通の目標に向かって協働(第3条参照)で行う事業(協働型事業)を実施する際の基本的な考え方や手順を示すものとして、協働型事業のルールを策定し運用しています。

★川崎市協働型事業のルール 2008(平成20)年2月策定

## 区に関する取組

# 区



### ■区役所の組織・機能等の整備(第21条)

道路、河川、公園等の都市施設の整備や子ども支援、安全・安心のまちづくり等市民生活に身近な課題について、地域の総合行政機関としての区役所が対応できるよう、必要な機能を整備するとともに、便利で快適な窓口サービスを提供するため、土曜日の窓口開設や住民票の写し等の証明書を取得できる行政サービス端末の設置などを進めています。

### ■区民会議(第22条)

各区において、参加と協働により地域社会の課題を解決し、暮らしやすい地域社会をつくるため、区民が中心となって調査審議する会議です。身近な環境問題や地域コミュニティづくり、安全・安心のまちづくりなどについて、話し合われています。区民会議委員は公募、各分野からの団体推薦、区長推薦の委員20人以内で構成されています。

★川崎市区民会議条例 2006(平成18)年4月施行

○お問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

かわさきしそうごうきかくょくじちせいざくぶ



川崎市

Web自治基本条例

検索

電話 044-200-2168 FAX 044-200-3800 E-mail 20ziti@city.kawasaki.jp

2009(平成21)年6月発行



## 自治基本条例って何?

地方分権が進み、それぞれの自治体が、自分たちの地域のことを自分たちで決定し、自律した自治運営を行うことが求められています。

川崎市がどのようにまちづくりを進めていくか、その自治運営に関する基本を示したのが「川崎市自治基本条例」です。



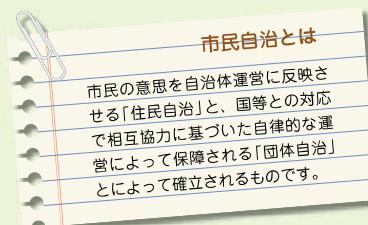
## 市民自治の基本理念とは?

### 市民は――

- 地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、自治の一部を信託していること
- その信託に基づく市政に主体的にかかわり、市民の福祉が実現される地域社会の創造をめざすこと

### 市は――

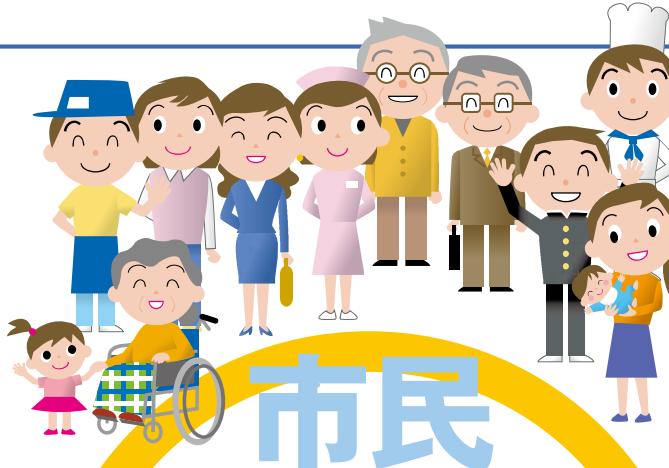
- 自律的な運営を図り、自治体としての自立を確保すること



## 国、県との関係は?

市は、国や神奈川県とは対等な立場で相互に協力し、市政を運営していきます。

また、他の自治体と共通する課題には、積極的に連携を図り、解決に努めます。



# 市民

■ 市民とは、川崎市に暮らす人々をはじめ、市内に通勤、通学する人たち、市内の事業者や市内で市民活動を行う団体などをいいます。

それぞれの役割をしっかりと果たしながら暮らしやすいまちづくりを進めます。

# 議会



■ 市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案などを行います。



# 区役所

快適な窓口サービスの提供と、地域の課題解決に取り組む市民協働拠点をめざしています。



### 【めざすべき区役所像】

- 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所
- 地域活動や非常勤活動を支援する市民協働の拠点としての区役所
- 市民に便利で快適なサービスを効率的かつ効果的に提供する区役所
- 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所

# 区民会議

区民の参加と協働により、地域の課題を自ら発見し、解決を図るための調査、審議をしています。

# 市長等

■ 市長は、自治基本条例に基づき自治を運営するとともに、市政全体の総合的な調整を行います。

■ 職員は、市民とともに自治を運営する者として、職務を誠実かつ公正に行います。

## 自治運営の基本原則

川崎市では自治を営む上で次の3つの原則を定めています。

### 1 情報共有

市民は、市がもっている情報にアクセスし、それを活用することによって、自らの暮らしを豊かなものにすることができます。このことを“情報共有”的位置づけます。

また、この原則は市民の参加や協働の取組を広げるためにも必要なものです。



### 2 参加



誰もが「暮らしやすい」と感じることのできる地域社会をつくるためには、市民が市政に主体的にかかわることが必要です。市民が話し合いの場に加わり、意見や提案をするなど市民の参加のもとで市政が行われることを“参加”的原則と位置づけます。

### 3 協働



市民と市が暮らしやすい地域社会を築いていくために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立って、協力し合っていくことを“協働”的原則と位置づけます。

